

社会福祉法人 ほっと福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ほっと福社会（以下「法人」という。）の定款第8条、第21条及びその他の規定に基づき設置された役員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与其他職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務遂行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬及び退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 この法人の職員を兼務し、給与規定に基づいて職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

なお、事務局長を兼務する場合は別表2(3)に定める額を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間550万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 5 役員個々に対する報酬は、別表2に定める額とする。
- 6 この法人の全評議員の報酬総額は、年間30万円以内とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、会議に出席するために要した交通費を支給しない。
- 3 常勤理事には、常勤理事業務を行うための通勤等に要する交通費として支給する。
- 4 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 理事長及び常勤理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（その日が日曜日、休日又は土曜日でない日）
- (2) 退職慰労金 任期の満了(重任を含む)及び、辞任又は死亡により退任するとき年度内

に支給する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬は、評議員会又は理事会に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(報酬の額の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した場合は、月の中途から就任した月から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が月の途中で退任し、又は解任された場合は、その月までの報酬を支給する。

(退職慰労金)

第8条 理事長、常勤理事が退任(死亡を含む)した場合に別表3に定める額を現金にて2か月以内に支給する。

- 2 理事長、常勤理事が定時評議員会における役員改選により重任する場合、その都度、清算し、別表3に定める額を現金にて年度内に支給するものとする。
- 3 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上のときは切り上げ、6か月未満のとき切り捨てるものとする。

(改廃)

第9条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、理事長が提案し、理事会の決議を経た後、評議員会の承認を受けて、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

附 則

社会福祉法人ほっと福社会役員等報酬規程(平成29年6月23日から施行)は全部改正し、平成31年4月1日から施行する。

附 則

社会福祉法人ほっと福社会役員等報酬規程(平成31年4月1日から施行)は第3条、第4条、第5条及び第6条の一部を改正し、並びに第9条を削除し、令和2年4月1日から施行する。

附 則

社会福祉法人ほっと福社会役員等報酬規程(令和2年4月1日から施行)は第4条、第6条、第8条及び別表1から3の一部を改正し、令和5年11月1日から施行する。

附 則

社会福祉法人ほっと福社会役員等報酬規程(令和2年4月1日から施行)は第3条第2項及び別表2(3)の一部を改正し、令和6年6月22日から施行する。

別表1（評議員の報酬）

評議員会への出席	日額 12,000円
----------	------------

別表2（役員等の報酬）

(1) d

理事会への出席	日額 12,000円
---------	------------

(2) 非常勤役員（監事）

理事会への出席	日額 12,000円
---------	------------

監事監査への出席	日額 15,000円
----------	------------

(3) 常勤役員

理事長及び常勤理事	評議員会において議決された額
兼務 事務局長	評議員会において議決された額

* 理事長の職務内容は、理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合であり、継続かつ定期的に就業することを勘案し、報酬基準表により報酬の基本額を定める。

別表3（退職慰労金）

在任期間1年につき	退任時の報酬月額
-----------	----------